

市への意見・要望（分野：保険・年金）

（令和4年10月1日～令和4年12月31日受付分）

受付日	件名	意見・要望の内容	市の回答・対応	担当課
10/17	国民健康保険料の件	<p>国保から健保加入により国保の脱退手続きにいきました。</p> <p>保険料は一年分を10回で支払と初めて知りました。私の場合9/25から健保加入となったので九月分の保険料は不要だと思っていたが4.5月分の支払いが必要といわれ追加支払いとなった。新保険料は6月から翌年の5月までの12回支払にして欲しく要望します。10回支払いは保険料も増額されるので支払いが苦しくなります。</p> <p>市民の為と思うなら是非検討願います。12回払にできない場合は理由をお聞かせください。</p>	<p>国民健康保険料を1年間で10回に分けてお支払いいただく理由と致しましては、地方自治法第208条において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと定められており、その年度の保険料(4月～翌年3月分)をその年度内に納付いただく必要があるため、藤井寺市国民健康保険条例第15条にて、1期から10期分をそれぞれ6月から翌年3月までに納めていただくよう定めております。</p> <p>そのため、市民の皆様には、ご理解とご協力をお願いしております。よろしくお願ひします。</p>	保険年金課